

第五号議案

大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の施行  
期日を定める規則の制定について

大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成三十一年四月十五日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の施行  
期日を定める規則

大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（平成三十年大分  
県条例第四十号）の施行期日は、平成三十一年四月二十七日とする。

提案理由

大分県立武道スポーツセンターの供用を開始することに伴い、大分県営体育施設の設置  
及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める必要があるので提案す  
る。

## 大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部を 改正する条例の施行期日を定める規則の制定について

### 1 概 要

大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正する条例（平成30年大分県条例第40号）については、平成30年7月6日に公布したが、第2条「大分県立武道スポーツセンターの名称と位置」及び第13条「同施設の使用料徴収」の規定については、教育委員会規則で定める日から施行することとしているため、施行期日を定める規則を制定するもの

### 2 供用開始日

平成31年4月27日

(理由)

ゴールデンウィーク無料開放の実施

期間 4月27日（土）～5月6日（月）

概要 (1) イベント（多目的競技場）

- ・レクリエーションスポーツ体験
- ・卓球台、バドミントンコートの無料開放
- ・指導者によるスポーツ教室

(2) 施設見学会 … トレーニングルーム等の諸室

大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正する条例  
 (平成30年大分県条例第40号)

抜 粋

大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年大分県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大分県立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例

第一条中「大分県営体育施設」を「大分県立スポーツ施設」に、「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

第二条中「体育施設」を「スポーツ施設」に改め、同条の表の大分県立総合体育館(以下「総合体育館」という。)の項の前に次のように加える。

大分県立武道スポーツセンター(以下「武道スポーツセンター」という。)	大分市大字横尾千三百五十一番地
------------------------------------	-----------------

第四条から第九条まで及び第十二条中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

第十三条中「総合体育館」を「武道スポーツセンター及び総合体育館」に改める。

(議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部改正)

第二条 議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例(昭和三十九年大分県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

(青少年の健全な育成に関する条例の一部改正)

第三条 青少年の健全な育成に関する条例(昭和四十一年大分県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第三号中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、第一条(大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例第二条の表及び第十三条の改正規定を除く。)、第二条及び第三条並びに附則第三項の規定は、公布の日から施行する。